

議第162号

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和3年11月24日提出

京都市長 門川大作

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次
のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次
のように改正する。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年12月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日
から施行する。

提案理由

市会議員の期末手当の支給割合を改定する必要があるので提案する。